社会福祉法人 富士吉田市社会福祉事業団

女性活躍推進法における行動計画(第1回)

当事業団は、育児や介護と仕事を両立しながら、その能力や適性を発揮できる働きやすい 職場環境の整備を行い、今後も積極的に、女性の活躍の促進をはじめ、多様な人材が適材適 所で活躍できる環境の構築に努めてまいります。

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、 次のように行動計画を策定いたします。

1. 計画期間 令和3年12月1日 ~ 令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1:女性の育児休業取得率100%を維持する。

< 対策>

- ① 事業団 HP 等において、当事業団が育児休業を取得しやすい会社であることを社内外に PR すること等により、引き続き育児休業を取得しやすい環境づくりを推進する。
- ② 併せて男性が育児 休業を取得しやすい環境づくりを推進していく。

目標2:女性継続年数を8年以上にする。

<対策>

- ① キャリアプランに関する研修等に参加させ、キャリアプランを若いうちから考える機会 を創出する。
- ② 各種研修には女性にも積極的な受講を促し、能力開発や意識の向上・変革を図る。